

委員会提出議案第 1 号

柏市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 0 日

柏市議会議長 円 谷 憲 人 様

議会運営委員会委員長 阿比留 義 顯

提案理由

常任委員会の名称及び所管を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市議会委員会条例の一部を改正する条例

柏市議会委員会条例（昭和62年柏市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号アからケまで以外の部分中「総務委員会」を「総務市民委員会」に改め、同号中ケをサとし、オからクまでをキからコまでとし、エの次に次のように加える。

オ 広報部の所管に属する事項

カ 市民生活部の所管に属する事項

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 健康福祉委員会 9人

ア 健康医療部の所管に属する事項

イ 福祉部の所管に属する事項

第2条第2項第3号アからエまで以外の部分中「教育民生委員会」を「教育子供委員会」に改め、同号中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、同項第4号アからエまで以外の部分中「建設経済委員会」を「建設経済環境委員会」に改め、同号中エをオとし、アからウまでをイからエまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 環境部の所管に属する事項

第2条第2項第4号に次のように加える。

カ 上下水道局の所管に属する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の柏市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」

という。)をもってこの条例による改正後の柏市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によりそれぞれ同表右欄に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなす。

総務委員会	総務市民委員会
市民環境委員会	健康福祉委員会
教育民生委員会	教育子供委員会
建設経済委員会	建設経済環境委員会

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会において審査及び調査中の事件は、施行日をもって改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。